

佐世保市地籍調査標識等の管理保全に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）に基づき、佐世保市において実施する地籍調査事業において設置した標識等の管理、保全及び移転に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において標識等とは、国土調査法第30条第1項の規定に基づき設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び細部図根点をいう。

(標識等の保全)

第3条 何人も、移転、損傷、滅失その他の行為により標識等の効用を害してはならない。

2 この要綱の対象となる地区は、本市の区域のうち、地籍調査を実施している地区、地籍調査完了地区とする。

3 標識等の管理保全に関する事務は、地籍調査課が行う。

(標識等損傷届出)

第4条 標識等を損傷し、又は滅失したものは、速やかに標識等損傷届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(工事施工の届出)

第5条 標識等の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、当該工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、あらかじめ標識等付近での工事施工届出書（様式第2号）を市長（市所管の工事にあつては地籍調査課長）に提出し、市長の指示に基づく標識等の機能保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、標識等の一時撤去・移転の承認を申請する場合は、標識等付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 前項の標識等の効用に支障をきたすおそれがある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に標識等の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両、重機等の振動が標識等に影響を及ぼす杭打ち又は杭抜き工事等のうち、標識等から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他標識等の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の標識等付近での工事施工届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と標識等の位置関係を明示したもの）

- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真（標識等、標識等の周辺、全引照点の確認できるもの）
- 4 標識等付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに標識等付近での工事完了報告書（様式第3号）を市長（市所管の工事にあつては地籍調査課長）に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 前項の標識等付近での工事完了報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) しゅん工写真（標識等、標識等の周辺が確認できるもの）
 - (2) 標識等の異常の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工が対比できる引照点図、又は市長の指示に基づく標識等の保全に必要な点検測量等の成果）
- 6 標識等付近での工事により、標識等の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は標識等復旧承認申請書（様式第4号）により市長（市所管の工事にあつては地籍調査課長）に申請し、標識等復旧承認書（様式第5号）により復旧の承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

- 第6条 工事施工者が、標識等を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ標識等（一時撤去・移転）承認申請書（様式第6号）により市長（市所管の工事にあつては地籍調査課長）に申請し、標識等（一時撤去・移転）承認書（様式第7号）によりその承認を受けなければならない。
- 2 前項の標識等（一時撤去・移転）承認申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図及び断面図（掘削位置と標識等の位置関係を明示したもの）
 - (2) 写真（標識等、全引照点の遠景及び近景写真）
 - (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
 - 3 土地所有者等の都合により標識等を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、標識等（一時撤去・移転）請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復及び費用の負担）

- 第7条 工事施工者が標識等の一時撤去、移転、損傷、滅失等により、その効用を阻害したときは、自己の負担において、当該標識等を復元しなければならない。ただし、標識等の復元が困難かつ、やむを得ないと認められるときは自己の負担において当該標識等に移転させることができる。
- 2 工事施工者以外のもの（以下「事故原因者」という。）が、故意又は過失により標識等を損傷又は滅失したときは、前項を適用する。
 - 3 第2項までに規定する標識等の復元又は移転のために行う測量は、測量法第48条に規定された資格を有するものが行わなければならない。

- 4 第2項までに規定する標識等の復元又は移転に使用する標識等は、既設のものを再度使用するものとする。ただし、使用不可能な場合は、市長と協議するものとする。
- 5 工事施工者又は事故原因者は、標識等の復元又は移転に関する品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影し、標識等の位置が確認できる測量資料を作成しなければならない。
- 6 工事施工者又は事故原因者は、標識等の復元又は移転を完了したときは、速やかに標識等（一時撤去・移転）効用確認完了報告書（様式第9号）を前項の資料とともに市長（市所管の工事にあつては地籍調査課長）に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の届出があつたときは、やむを得ない場合を除き、その日から14日以内に検査を実施するものとする。
- 8 第2項までに規定するものは、前項の検査の結果、補正その他の市長の指示があつたときは、これに従わなければならない。
- 9 市長は、標識等の設置されている土地及び建物の所有者から標識等（一時撤去・移転）請求があつた場合において、当該請求に係る標識等の機能回復の必要があると認められるときは、市が一時撤去又は移転及び機能回復に要する費用を負担するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。